

基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第9回）議事概要

- 1 日時 平成20年6月16日（月） 10:00～12:25
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室
- 3 出席者：
竹内委員長、阿藤委員（座長）、井伊委員、大久保委員、大沢委員、加藤委員、玄田委員、
嶋崎委員、廣松委員、藤田委員
人事院、総務省（統計局、自治行政局）、法務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、永島統計委員会担当室企画官
貝沼総務省政策統括官、會田総務省統計審査官

- 4 議事次第 （1）全体的検討②
（人口・社会統計に関する統計整備の重点的課題及び重要統計について）
（2）その他
- 5 議事概要
（1）「医療・健康・介護」「教育」「治安・犯罪・防災」「労働・雇用」分野における統計整備の重点的課題について
 - ① 「医療・健康・介護」分野における統計整備の重点的課題について、関係府省から主な課題に係る統計整備の現状や対応の方向性等についての説明の後、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。
 - ・ 医療問題が社会問題にもなっている中、日本の医療費推計はOECD諸国の中でも17,18位で低いと言われている。日本の国民医療費は国際比較に耐えうる統計になっていないので、国民医療費の代わりにSHAを基幹統計にすべき。なお、その際、現在、(財)医療経済研究機構が作成している統計を公的統計とするかどうかを議論するのではなく、OECDのSHA体系を基準とした統計を作成することについて議論すべき。
 - ・ 基本的にはSHAを基幹統計とすべき。有用な統計であるならば、民間が作成しているというだけでなく、公的な統計に含めていくべき。
 - ・ OECDの定義に合わせることは賛成であるが、限られた時間や財源の中で、現在の国民医療費の精度が低下しないことを大前提に、さらに新たな統計ができることが望ましい。
 - ・ SHAの作成については、体制の整備等が必要であり、今すぐ対応できる問題ではないため、WGの取扱いとしては、やや中期的な課題として考えていくべき。
 - ・ 基幹統計は、政府統計に限られているが、それ以外にも重要な統計はある。そういうも

のを統計委員会としてどう位置付けるのか検討が必要と考えている。SHAのような医療費推計を整備できるような枠組みが必要であることをWGの要望として出してほしい。

② 「教育」分野における統計整備の重点的課題について、関係府省から主な課題に係る統計整備の現状や対応の方向性等についての説明の後、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ いじめの定義については、昨年度から主観的評価となったが、従来型の統計の方が政策的にも意味がある。学校現場における状況把握等のためには、主観的な把握が必要かもしれないが、全体的ないじめの実態の統計的な把握のためには、客観的、合理的な判断基準を設定する方がよい。不登校については、欠席日数の要件を年間 50 日以上から 30 日以上に変更されたことは問題ないと思うが、不登校のカテゴリーに入るかどうかの判断基準は検討の余地がある。

こうした不登校、校内暴力、いじめ等の問題は、この 20 年間の教育改革の度に問題とされてきたことであり、正確かつ科学的な把握は不可欠であるので、世論等に迎合するのではなく、政策的にも、実践的にも役に立ちうる判断基準の設定が重要。

- ・ 不登校、校内暴力、いじめ等の統計については、速報性の視点から、業務記録の活用も考えるべきではないか。
 - 都道府県ごとの対応のバラツキや学校レベルの意識の違いもあり、日常の把握においてもかなりのバラツキがある。このため、日常的に業務記録を取りながら業務統計としていくことは、現実的には難しい。引き続き検討課題としたい。
- ・ 日々の業務記録のシステムティックな統計への活用として、全国的に把握する必要のある校内暴力、いじめ等については、標準的、統一的な様式を作成し、業務記録として把握していくことが重要。
 - 現状では、統一的な様式がなく、システムティックな統計への活用は困難であるが、今後の検討課題としたい。
- ・ 地域別の潜在的教員有資格者の把握については、全国的な統計調査ではなく、都道府県や市町村において、そういった把握をして学校に提供することが重要。
- ・ 学校外学習については、国際比較を行う統計はないが、世界的には shadow education というコンセプトで、学校外における学習が教育機会の実質的な格差の重大な要因になっており、そのことが社会の格差の再生産に繋がっているという関心と報告が増えている。子どもの学習費調査に適切な項目を盛り込み、分析をして、政策や実践に役立てていくことが必要。
- ・ 教育の質や成果については、マネー・タームや学力のような客観的に把握しやすく、序列のつけやすい指標で評価する方法で、教育の成果や機能を矮小化して捉える傾向が強いと思う。仮に経済的な効用で把握するとしても、もう少し長期的な射程で考える必要があり、様々な地域の社会活動への参加や社会問題に関する興味、関心等に教育がどのような影響を及ぼしているのかといったことも含めて捉えていく必要。教育の質や成果については、どのように捉えていくのかという基本的問題も含め、広角的な把握が必要。

- ・ 雇用・労働や社会生活等と教育との関係を総合的に把握する観点から、各種関連する統計調査の中に教育に関する項目を入れることも考えるべき。これによって、かなりの分析が可能になる。
- ・ 小学校高学年からのパネル調査について、厚生労働省の21世紀出生児縦断調査の対象者が本年4月から小学校に入ることになる。調査の目的や観点は少し違うが、ある程度は代替の可能性があるのでないか。
 - 学校教育の政策への活用は、さらに5~10年先になる。イギリス、オランダ等では実施されており、日本においても中長期的な政策上必要と考えるのであれば、適切な体制を整え、パネル調査を企画・実施する時期に来ているのではないか。
- ・ 再就職のために教育訓練がどのような役割を果たしているのか。無業者や非正規労働者の能力開発のデータが不足しているという指摘もある。
- ・ 学校教育の段階から卒業後の就業活動までの、とりわけ無業者等になりやすい人たちのライフコースを的確に捉える視点からの統計調査の検討が必要。
- ・ 教育と社会的意義の分析のため、子どもの学習費調査において、学校外学習の活動実態と進路希望の項目の充実が望まれる。
- ・ 義務教育費国庫負担金が総額裁量制になったことによって、教員の人件費を常勤から非常勤に振替えることが可能となり、非常勤教員が増加している。常勤教員の割合の低下により膨大な教育活動を支えることが難しくなっている。週当たり勤務日数、教科別の非常勤の人数だけでも把握することが必要。
- ・ 免許外教科担当状況については、地方の小規模学校ほどその傾向が強い。アメリカでは3割超が教科外担任で、そのことがクオリティの低下に繋がっているとの議論から連邦政府レベルの問題となり、3年に1回大規模に実態把握をしている。作業はそれほど大変ではないと思うので、把握する必要があるのではないか。
 - 非常勤の勤務実態は多様であり、調査する上での定義の設定等の問題があり、項目を追加することは簡単ではない。今後の検討課題としては認識。
- ・ 起床・就寝時間、食事、出席状況については、子どもの健康を考える上で重要な項目である。喘息が増加しているとのデータもあり、これとのクロス分析ができれば望ましい。また、ある研究報告において、心の問題、アレルギー、アトピー、花粉症等の項目追加の指摘もある。学校保健調査は、サンプル数も多く、学校医等が診断していることから精度も高く、研究者としては非常にメリットがある。地域と疾病、アレルギー性疾患と栄養状況等のクロス分析が可能となれば研究者にとっても非常に有用なデータとなる。
 - アトピー等のある程度の項目は既に追加されている。喘息の地域分析については、過去に研究者による調査研究があるが、はっきりした研究成果が出ておらず研究者も苦労している。学校保健調査の中で分析を充実させるのか、研究者にデータを活用してもらう方向にするのかについては、ご指摘を踏まえ検討したい。
- ・ 国の調査は行政上の必要性もあるが、政策形成、実践の改善の目的もあることを考えると、如何に有効活用するかということがクリティカルである。
- ・ 心の病については、学校保健調査の過去の統計審議会の答申の中でも、今後の課題として取り上げている。本調査は健康診断に基づく報告であり、健康状態については、学年単

位で集計した形で報告されている。報告方法については、健康診断の原票を報告できるようにするなど改善の余地がある。

・ 学校基本調査、学校教員統計調査、学校保健統計調査の3つの指定統計調査については、政府統計共同利用システムを利用してオンライン化すれば、教員の負担軽減にもなるのではないか。

③ 「治安・犯罪・防災」分野における統計整備の重点的課題について、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 犯罪加害者の自己申告調査については、法務省が直接実施することは難しいが、科学警察研究所等の研究機関において、匿名性を十分担保した上で、一定規模のサンプル調査を実施するのであれば問題ないのではないか。
- ・ 犯罪加害者の自己申告調査については、統計調査としては大変難しい。行政機関でない所で実施するのが望ましいが、統計委員会としては強制できないので、問題提起としてはあり得るが、実現可能性としては難しい。
- ・ 犯罪被害の暗数の把握としては、現状は必ずしも十分ではない。暗数の把握というニュアンスで、統計調査としてではなくても、情報の収集が必要ということの問題提起はあり得るのではないか。

④ 「労働・雇用」分野における統計整備の重点的課題について、関係府省から主な課題に係る統計整備の現状や対応の方向性等についての説明の後、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 就業形態の多様化に関する総合実態調査のように、正規労働者と非正規労働者が比較でき、全体像が把握できる統計調査の充実が望まれる。
- ・ 労働法制改正により有期雇用契約期間が従来の1年から3年（場合によっては5年）まで延長が可能となったことなどを踏まえ、雇用契約期間に関する調査項目の見直しが必須である。労働力調査では既に検討が行われていると聞いているが、労働力調査に限らず広く検討すべき。
- ・ 親の就業や収入の状況と子どもの関係の把握も必要になってきている。
- ・ 能力開発や自己啓発に関する政府としての統計はあるのか。また、正社員と非正社員の比較ができる形で把握が必要。
 - 過去に実施した非正規労働者に関する調査において、教育訓練等の事項をいくつか把握しているものがある。後日、データを提供する。
- ・ パートタイム労働者については、世帯に対する調査と事業所に対する調査で捉え方が異なるが、それぞれ一長一短がある。統一すべき問題ということではなく、今のような多様な把握の仕方が重要であるとともに、統計の継続性の観点から安易に変更しないことも重要な論点である。
- ・ 事業所に対する調査では、主として賃金台帳に基づいて調査票を作成しており、「職場の

呼称」で把握することは困難。

- ・ 国家公務員給与等実態調査、地方公務員給与実態調査、民間給与実態統計の統合については、統計調査としての統合ではなく、統計結果が同時に見られることが利用者にとって望ましいという意味での指摘である。
- ・ 一般的な感覚としては、何故公務員に関する統計だけが基幹統計的にならなくてはいけないのかについて、分かりやすい説明が必要。また、民間給与実態調査については、賃金構造基本統計調査という大規模な統計調査があるが、これだけでは把握しきれないことをもう少し明確にし、重複しているのではないかとの懸念を持たれないような説明も必要。
- ・ 船員労働統計などの特定の分野、業種の統計について基幹統計にする場合、何故重点的な予算を投じる必要があり、基幹統計にするのかの説明を意識する必要。
- ・ 船員労働統計については、行政記録の活用や社会的ニーズも踏まえた上で、WGでどう判断するか議論すべき。

⑤ ①～④の議論を踏まえ、阿藤座長から各分野における統計整備の重点的課題について、課題ごとに、本WGとしての整理の方向が提案され、了承された。

なお、「医療・健康・介護」「労働・雇用」の一部事項については、次回再度検討することとされた。また、前回のWGで議論された点について、以下のような意見があった。

- ・ 基幹統計として国民生活基礎調査を位置付けるのであれば、サンプリングの手法はかなり根本的な問題である。現在のサンプリング手法は、出現率の低い類型の世帯を把握するために有効であると認められているということであるが、他の調査とのデータの乖離の指摘もあり、再度サンプリングの問題を議論する必要があるのではないか。

(2) 人口・社会統計における重要統計について

人口・社会統計の重要統計については、次回再度検討することとされた。

(3) その他

次回の会合は、6月30日(月)の10:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>